

令和2年度 保険料率の決定について



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の決定について

北海道	10.41%	石川県	10.01%	岡山県	10.17%
青森県	9.88%	福井県	9.95%	広島県	10.01%
岩手県	9.77%	山梨県	9.81%	山口県	10.20%
宮城県	10.06%	長野県	9.70%	徳島県	10.28%
秋田県	10.25%	岐阜県	9.92%	香川県	10.34%
山形県	10.05%	静岡県	9.73%	愛媛県	10.07%
福島県	9.71%	愛知県	9.88%	高知県	10.30%
茨城県	9.77%	三重県	9.77%	福岡県	10.32%
栃木県	9.88%	滋賀県	9.79%	佐賀県	10.73%
群馬県	9.77%	京都府	10.03%	長崎県	10.22%
埼玉県	9.81%	大阪府	10.22%	熊本県	10.33%
千葉県	9.75%	兵庫県	10.14%	大分県	10.17%
東京都	9.87%	奈良県	10.14%	宮崎県	9.91%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.14%	鹿児島県	10.25%
新潟県	9.58%	鳥取県	9.99%	沖縄県	9.97%
富山県	9.59%	島根県	10.15%		

令和2年3月分（4月納付分）の保険料額から適用

※任意継続被保険者にあたっては、令和2年4月分（4月納付分）の保険料額から適用

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の令和元年度からの変化

(単位:%)

	令和元年度保険料率 (a)	令和2年度保険料率 (b)	現在からの変化分
			(b)-(a)
全 国	10.00	10.00	0.00
1 北 海 道	10.31	10.41	+0.10
2 青 森	9.87	9.88	+0.01
3 岩 手	9.80	9.77	▲0.03
4 宮 城	10.10	10.06	▲0.04
5 秋 田	10.14	10.25	+0.11
6 山 形	10.03	10.05	+0.02
7 福 島	9.74	9.71	▲0.03
8 茨 城	9.84	9.77	▲0.07
9 栃 木	9.92	9.88	▲0.04
10 群 馬	9.84	9.77	▲0.07
11 埼 玉	9.79	9.81	+0.02
12 千 葉	9.81	9.75	▲0.06
13 東 京	9.90	9.87	▲0.03
14 神 奈 川	9.91	9.93	+0.02
15 新 潟	9.63	9.58	▲0.05
16 富 山	9.71	9.59	▲0.12
17 石 川	9.99	10.01	+0.02
18 福 井	9.88	9.95	+0.07
19 山 梨	9.90	9.81	▲0.09
20 長 野	9.69	9.70	+0.01
21 岐 阜	9.86	9.92	+0.06
22 静 岡	9.75	9.73	▲0.02
23 愛 知	9.90	9.88	▲0.02
24 三 重	9.90	9.77	▲0.13
25 滋 賀	9.87	9.79	▲0.08
26 京 都	10.03	10.03	0.00
27 大 阪	10.19	10.22	+0.03
28 兵 庫	10.14	10.14	0.00
29 奈 良	10.07	10.14	+0.07
30 和 歌 山	10.15	10.14	▲0.01
31 鳥 取	10.00	9.99	▲0.01
32 島 根	10.13	10.15	+0.02
33 岡 山	10.22	10.17	▲0.05
34 広 島	10.00	10.01	+0.01
35 山 口	10.21	10.20	▲0.01
36 徳 島	10.30	10.28	▲0.02
37 香 川	10.31	10.34	+0.03
38 愛 媛	10.02	10.07	+0.05
39 高 知	10.21	10.30	+0.09
40 福 岡	10.24	10.32	+0.08
41 佐 賀	10.75	10.73	▲0.02
42 長 崎	10.24	10.22	▲0.02
43 熊 本	10.18	10.33	+0.15
44 大 分	10.21	10.17	▲0.04
45 宮 崎	10.02	9.91	▲0.11
46 鹿 児 島	10.16	10.25	+0.09
47 沖 縄	9.95	9.97	+0.02

令和2年度 都道府県単位保険料率の算定について

	医療給付費についての調整前の保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	所要保険料率 (精算除く) (a+b+4.73)	保険料率 (精算含む) (インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)	インセンティブ分
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.27	-	-	5.27	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北 海 道	6.27	▲ 0.27	▲ 0.33	5.67	10.40	10.41	10.41	0.004
2 青 森	6.28	▲ 0.20	▲ 0.89	5.19	9.92	9.89	9.88	▲ 0.011
3 岩 手	5.88	▲ 0.25	▲ 0.59	5.04	9.77	9.77	9.77	▲ 0.007
4 宮 城	5.76	▲ 0.13	▲ 0.30	5.33	10.06	10.08	10.06	▲ 0.025
5 秋 田	6.89	▲ 0.51	▲ 0.87	5.50	10.23	10.25	10.25	▲ 0.006
6 山 形	6.00	▲ 0.21	▲ 0.48	5.31	10.04	10.07	10.05	▲ 0.015
7 福 島	5.29	▲ 0.10	▲ 0.22	4.97	9.70	9.72	9.71	▲ 0.008
8 茨 城	4.98	0.01	0.07	5.06	9.79	9.76	9.77	0.004
9 栃 木	5.20	▲ 0.03	▲ 0.03	5.14	9.87	9.88	9.88	0.004
10 群 馬	5.17	▲ 0.02	▲ 0.07	5.07	9.81	9.77	9.77	0.004
11 埼 玉	4.88	0.01	0.18	5.06	9.79	9.80	9.81	0.004
12 千 葉	4.98	▲ 0.10	0.16	5.05	9.78	9.75	9.75	0.004
13 東 京	4.37	0.06	0.71	5.13	9.87	9.87	9.87	0.004
14 神 奈 川	4.76	▲ 0.03	0.45	5.18	9.91	9.92	9.93	0.004
15 新 潟	5.26	▲ 0.12	▲ 0.31	4.82	9.55	9.59	9.58	▲ 0.018
16 富 山	4.81	▲ 0.08	0.17	4.90	9.63	9.59	9.59	▲ 0.003
17 石 川	5.27	▲ 0.02	0.05	5.29	10.02	10.02	10.01	▲ 0.005
18 福 井	5.38	▲ 0.10	▲ 0.04	5.24	9.97	9.98	9.95	▲ 0.022
19 山 梨	5.39	▲ 0.11	▲ 0.16	5.12	9.85	9.80	9.81	0.004
20 長 野	5.17	▲ 0.06	▲ 0.19	4.92	9.65	9.70	9.70	▲ 0.002
21 岐 阜	5.18	0.02	▲ 0.04	5.17	9.90	9.91	9.92	0.004
22 静 岡	4.89	▲ 0.05	0.13	4.97	9.70	9.72	9.73	0.003
23 愛 知	4.62	0.19	0.33	5.15	9.88	9.88	9.88	0.004
24 三 重	4.97	0.05	0.05	5.07	9.80	9.77	9.77	▲ 0.002
25 滋 賀	5.15	0.06	▲ 0.13	5.08	9.81	9.79	9.79	▲ 0.005
26 京 都	5.14	0.06	0.08	5.28	10.01	10.02	10.03	0.004
27 大 阪	5.18	0.16	0.14	5.49	10.23	10.22	10.22	0.004
28 兵 庫	5.37	0.04	▲ 0.00	5.41	10.14	10.13	10.14	0.004
29 奈 良	5.80	▲ 0.01	▲ 0.42	5.37	10.10	10.13	10.14	0.004
30 和 歌 山	5.88	0.03	▲ 0.52	5.39	10.12	10.13	10.14	0.004
31 鳥 取	6.05	▲ 0.12	▲ 0.70	5.23	9.96	9.99	9.99	0.004
32 鳥 根	6.28	▲ 0.27	▲ 0.59	5.42	10.15	10.15	10.15	▲ 0.005
33 岡 山	5.57	0.07	▲ 0.18	5.46	10.19	10.17	10.17	0.001
34 広 島	5.35	0.04	▲ 0.10	5.29	10.02	10.00	10.01	0.004
35 山 口	5.80	▲ 0.19	▲ 0.13	5.49	10.22	10.20	10.20	0.004
36 徳 島	6.08	▲ 0.08	▲ 0.40	5.59	10.32	10.28	10.28	0.004
37 香 川	5.94	▲ 0.05	▲ 0.28	5.61	10.34	10.33	10.34	0.004
38 愛 媛	5.81	0.04	▲ 0.48	5.36	10.09	10.06	10.07	0.004
39 高 知	6.08	▲ 0.12	▲ 0.43	5.53	10.26	10.30	10.30	0.004
40 福 岡	5.85	0.03	▲ 0.28	5.60	10.33	10.31	10.32	0.004
41 佐 賀	6.98	▲ 0.16	▲ 0.76	6.06	10.79	10.77	10.73	▲ 0.036
42 長 崎	6.43	▲ 0.16	▲ 0.75	5.52	10.25	10.23	10.22	▲ 0.014
43 熊 本	6.25	▲ 0.03	▲ 0.64	5.58	10.31	10.35	10.33	▲ 0.013
44 大 分	6.28	▲ 0.16	▲ 0.62	5.50	10.23	10.17	10.17	0.002
45 宮 崎	6.11	▲ 0.07	▲ 0.84	5.20	9.93	9.92	9.91	▲ 0.006
46 鹿 児 島	6.38	▲ 0.03	▲ 0.87	5.48	10.21	10.25	10.25	▲ 0.006
47 沖 縄	6.57	0.32	▲ 1.65	5.24	9.97	10.01	9.97	▲ 0.033

(単位: %)

- ・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.44%)、保健事業費等(0.87%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.73%)を加算したものである。
- ・保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・インセンティブ制度の加算額は、平成30年度の支部総報酬額の実績に0.004%を乗じて計算するため、これを令和2年度総報酬額の見込みで除した料率換算値はちょうど0.004%になるとは限らない。減算額も平成30年度の支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料(資料2-1)中、「平成30年度(4月～3月確定値)のデータを用いた実績」の減算する率とは一致しない。

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(概要)

意見の提出あり 46支部 [46支部]

[]は昨年の支部数

- 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部 27支部 [23支部]
 - ・引き上げとなる支部 (21支部中 8支部) [22支部中 3支部]
 - ・引き下げとなる支部 (24支部中 19支部) [18支部中 15支部]
 - ・変更がない支部(※1) (2支部中 0支部) [7支部中 5支部]
- 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部 16支部 [20支部]
 - ・引き上げとなる支部 (21支部中 12支部) [22支部中 16支部]
 - ・引き下げとなる支部 (24支部中 4支部) [18支部中 3支部]
 - ・変更がない支部(※1) (2支部中 0支部) [7支部中 1支部]
- 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部 3支部 [3支部(※2)]
 - ・引き上げとなる支部 (21支部中 1支部) [22支部中 3支部(※2)]
 - ・引き下げとなる支部 (24支部中 1支部) [18支部中 0支部]
 - ・変更がない支部(※1) (2支部中 1支部) [7支部中 0支部]

意見の提出なし(※1) 1支部 [1支部]

※1 令和2年度に都道府県単位保険料率の変更がない2支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。ただし、当該2支部について、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。また、当該2支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

※2 昨年、「当該支部の保険料率について記載はないが、平均保険料率10%を維持することや、激変緩和措置が終了となることについて『反対』とする趣旨の記載がある支部」に分類していた1支部を含む。

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

保険料率については、【資料 2-1】 令和 2 年度都道府県単位保険料率の決定について(案)に基づいて記載。なお、()内については、令和元年度の保険料率を記載。

支部名	支部長意見	評議会意見
大阪	<p>10.22% (10.19%)</p> <p>◆意見</p> <p>令和2年度の平均保険料率については、支部評議会において各評議員のご意見やご提起を受けてまいりましたが、過去に繰り返された単年度収支や適正な準備金を前提とした論議から、少子化や後期高齢者の増加を前提とした中長期の視点での論議に変わりつつあることを感じております。</p> <p>しかしながら人不足や働き方改革等の社会環境の変化の中で厳しい経営を余儀なくされている中小企業の多い大阪の現状から、これ以上の保険料率の上昇に対しては率直に危惧をする意見もいただきました。総じて協会けんぽの財政基盤の持続的安定化に向けた取り組みの要請があり、事業主様や加入者様のお声に応えるためにも、真摯かつ愚直に協会けんぽの事業運営に取り組んでいく決意を新たにしました次第です。</p> <p>以上を踏まえ、健康保険法第160条第7項の規定に基づき、大阪支部の令和2年度保険料率の変更にあたって、1月20日に開催した評議会でのご意見をお聞きしたうえで下記の通り、意見を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 平均保険料率について</p> <p>厳しい経営環境下の中小企業の多い大阪の現状を踏まえ、料率引下げの意見もいただいているが、国民皆保険の持続的発展に向け、中長期的な財政運営の安定化が大前提であり、平均保険料率10%を超えないことを前提に平均保険料率10%維持すべきと考えます。</p>	<p>◇意見</p> <p>令和元年度第4回評議会意見</p> <p>〈平均保険料率について〉</p> <p>【被保険者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後、保険給付費が高くなっていくので、平均保険料率の10%維持は必要と考える。ただし、大阪においては、全国と比べて健診受診率や健康意識が低かったりするので、大阪でどれだけその意識を高めることができるか、協会けんぽの取り組みが重要になってくる。 <p>〈激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入について〉</p> <p>特段意見なし</p> <p>〈保険料率の変更時期について〉</p> <p>特段意見なし</p>

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>2. 激変緩和措置について 令和2年度の激変緩和の解消についてはやむを得ないと考えます。</p> <p>3. 都道府県単位保険料率について 大阪支部の保険料率については平均保険料率を超えている状況を鑑み、事業主様や加入者様から引き下げへの厳しい意見もあるが、平均保険料率10%維持という前提で激変緩和措置による引き上げを含め大阪支部の保険料率は10.22%でやむを得ないと考えます。</p> <p>4. 保険料率の変更時期について これまで通り4月納付分からの変更で問題ないと考えます。</p> <p>5. その他 大阪支部の保険料率は10.19%から10.22%に上昇することから、事業主・被保険者様へ、従来以上に丁寧かつ分かりやすい広報や説明を行います。</p> <p>又、個別の意見として、都道府県単位保険料率に関しては、47支部の料率の見せ方について、医療給付費調整前の所要保険料率と所要保険料率合算後に年齢調整及び所得調整の精算反映後の保険料率を示すべきと考えます。そして各地域間の社会構造や人口動態等の環境変化からくる課題を認識したうえで、所得調整・年齢調整の在り方を含め、次の10年をにらんだ算定方式の検討をするべきではないかと思います。</p> <p>終わりに、健康づくり等の医療費適正化や保健事業に資する費用に関して、支部独自の新たな対応が可能になりましたが、その責務を果たすにはまだまだ知恵を出し合い真摯に取り組むことが求められると思います。そ</p>	

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>の責任を果たすべく、引き続き事業主様や加入者様に寄り添う協会けんぽ大阪支部を作り上げてまいり所存です。</p>	
<p>滋賀</p>	<p>9.79% (9.87%)</p> <p>◆意見</p> <p>1. 平均保険料率について</p> <p>前年度より更に準備金が積みあがっている状況ではあるものの、過去に国庫補助率の引き上げが行われた経緯や、高齢者医療への支援金の増加などを理由に大規模健康保険組合が解散している現状を考慮すると、財政状況が変わらない中での保険料率の引き下げは望ましくないと考えます。</p> <p>平均保険料率について中長期で考えるという立ち位置を明確にした理事長方針に異論はなく、令和2年度の平均保険料率については10%を維持することが適当であると思料いたします。</p> <p>なお、滋賀支部の令和2年度の保険料率は、平成31年度から0.08%引き下げの9.79%となることについて、評議会においても特に意見はなく、妥当であると判断いたします。</p> <p>2. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入について</p> <p>計画どおり、激変緩和措置を解消し、インセンティブ制度を導入することに異論はありません。</p> <p>3. 変更時期について</p> <p>令和2年4月納付分から変更することに異論はありません。</p>	<p>◇意見</p> <p>1. 令和2年度平均保険料率について</p> <p>評議会としては、中長期的に安定を図るという意味で平均保険料率10%を維持するということで承認された。</p> <p>各委員からの意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は準備金残高が積みあがっている状況だが、保険料率と国庫補助率の引き上げが過去に行われた経緯を踏まえると平均保険料率10%維持が妥当だと考える。 ・平均保険料率10%を維持していくことが適当と考える。平均保険料率を引き下げる話になれば、当然国庫補助の引き下げの議論があると考えることがその理由である。 ・後期高齢者への支援金の増加などを理由に大規模健康保険組合が解散するなどの状況があることを考慮すると、平均保険料率を10%で据え置くことでやむを得ないと考える。 <p>2. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激変緩和措置について、計画通り解消することでよい。 ・インセンティブ制度について、導入し支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することでよい。 <p>3. 保険料率の変更時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月納付分からの変更で異論はない。

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
京都	10.03% (10.03%) ※ 都道府県単位保険料率の変更がなく、意見の提出なし	
兵庫	10.14% (10.14%) ◆意見 協会けんぽが被用者保険のセーフティネットとしての役割を担うべく、中長期的な視点で安定した事業運営を行うために、平均保険料率を10%に維持することは理解している。 今回、令和2年度の収支見込みにおいて、均衡保険料率は9.45%となっており、準備金残高が3兆9,042億円となり法定準備金の4.8か月分に相当する準備金が積み上がる状況にある。このまま準備金が積み上がれば、国庫補助率を下げる議論にもなりかねない。また、介護保険料率の引き上げや短時間労働者の適用拡大により、今後事業主負担が増加することも見込まれていることから、なお一層、事業主の経済的負担増も考慮すべきである。 さらに5年収支見通しでは、平均保険料率を引き下げても一定期間は法定準備金を維持できる状況となっている。 このことから、単年度収支の原則に従って、平均保険料率を引き下げるべきであると提言したい。 また、激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入及び料率の変更時期については、これまでの方針どおりで異論はない。 インセンティブ指標については、本部運営委員会で現状維持との意見が出され、引き続きの検証を行うとされている。であれば、インセンティブ制度の財源については、各支部が新たに設定する保険料率からではなく、準備金が上積みできるうちは、インセンティブ分の予算として計上するこ	◇意見 <ul style="list-style-type: none"> ● 医療保険は、単年度で財政を考えていくべきであり、準備金がどんどん積み上がっていく状況である以上、令和2年度保険料率については引き下げるべきである。 ● 医療保険は短期保険であり、単年度で財政を考えるべき。一つの医療保険者が中長期的に5年先や10年先を考える必要はない。協会の財政が赤字構造である根拠として、医療費の伸びと賃金の伸びの乖離を示す資料があるが、決定要因が別なので比較しても意味がなく、それよりも国民所得と国民医療費の動きに注目するべきである。賃金と医療費の伸びの乖離を言うのであれば、国保や後期高齢の方がはるかに乖離が大きい。おおげさに言って保険料率を10%に維持する同意を集めるような結論ありきの議論にすべきではない。 ● 保険料率のシミュレーションによると保険料率を9.8%に維持すれば、10年後には10.3%にしないと準備金が法定準備金残高を下回るとあるが、中長期の計画は、財政状況にあわせてその都度修正していくのが常識であり、10年間で状況が変わっていく中で、毎年同じ保険料率で固定していくシミュレーションは、非現実的である。 ● 準備金がどんどん積み上がっている状況で、保険料率を下げるべきという意見が少ないのは不思議である。準備金を積み上げることが目的化しているように感じる。

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>とを検討いただきたい。</p> <p>兵庫支部の年間債権回収目標金額が約6億円であるのに対し、インセンティブ制度の財源となる保険料率0.01%相当は3.8億円である。これでは、加入者や事業主に還元すべきと職員が日々努力し回収した債権回収金が、他支部へ還元されるようなものである。インセンティブ獲得に向け努力はしていくが、財源含めた早急な見直しを要望する。</p> <p>兵庫支部の都道府県単位保険料率については、昨年に引き続き10.14%となり、兵庫支部が全国平均保険料率より0.14%高い現状を真摯に受け止め、令和2年度が最終年度となる第4期アクションプランに基づく保健事業及び医療費適正化により一層邁進し、加入者利益の実現に向け取り組んでいく決意で支部運営を行っていく。</p>	
奈良	<p>10.14% (10.07%)</p> <p>◆意見</p> <p>令和2年度の奈良支部健康保険料率については、「全国平均保険料率10%維持」の方針決定に基づき算出された結果、前年度比0.07ポイント増の10.14%となります。</p> <p>奈良支部評議会における全国平均保険料率の議論においては、「2025年問題等を意識し中長期的な視点で保険財政を考えることが妥当であり、現在の平均保険料率については維持するべきである」というご意見を多数いただきました。</p> <p>しかしながら、平均保険料率は10%維持の方針決定となったものの、奈良支部の保険料率としては4年連続で増加することとなり、事業主・加入者の皆様に更なるご負担を強いる結果となったことは、非常に残念であ</p>	<p>◇意見</p> <p><u>令和元年度第5回評議会(令和2年1月16日開催)</u></p> <p>【評議会意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県単位保険料率が上がることについて、保険者としてすべき努力をきちんとした結果であるならばやむを得ないとする。今後は、インセンティブ制度をより広く広報し、加入者一人ひとりが自分事として考えてもらえるように保険者機能を発揮してもらいたい。 <p>【学識経験者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 負担能力のある高齢者の方には相応の負担をしてもらうべき。 ● インセンティブ制度をもっと有効活用し、加入者個々人の取り組み次第で保険料率が変わることをもっと積極的にアピールすべき。

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>り、保険者である奈良支部としての力不足を痛感しているところです。</p> <p>令和2年1月16日に開催いたしました奈良支部評議会において、奈良支部における令和2年度都道府県単位保険料率について変更となる見込みである旨を評議員の皆様にご説明し、ご意見をお伺いしたところ、平均保険料率10%維持に基づいて算出された結果、保険料率引き上げとなることはやむを得ない旨のご意見をいただきました。事業主・加入者の皆様に更なるご負担を強いることは心苦しくありますが、評議員の皆様にご理解をいただいたこともあり、小職として、令和2年度奈良支部保険料率が10.14%へと引き上げとなることについては、やむを得ないものと思料いたします。</p> <p>なお、今後、インセンティブ制度の広報をより分かりやすく丁寧に行うなど、加入者や事業主の皆様のご理解とご協力を得ながら、保険者機能をさらに発揮することにより、支部保険料率上昇の抑制に取り組んで参りたいと考えておりますが、評議会での議論及びご意見等を踏まえ、以下の通り要望いたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>【要望】</p> <p>① 新たに積み上がった準備金のうちの16.4%を国庫に返納する取り扱いとなっているが、この取扱いを廃止していただくよう国に要望していただきたい。</p> <p>② 評議会における意見については、運営委員会の議論の場等でご紹介していただいているところではあるが、支部評議会における意見をより一層尊重していただきたい。</p> <p>③ 「平均保険料率10%は負担の限界」であることから、国庫補助率が現在の16.4%から引き下げとなることのないよう国に対し要望していただきたい。</p>	<p>【事業主代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに積み上がった準備金残高のうち16.4%を国庫に変更するしくみについて、廃止とするよう国に要望してもらいたい。 ● 保険料率について、一度下げると次に上げる時にしんどいので、中長期的な視点で考えるべき。 ● 準備金残高が新たに積みあがるような状況であるなら、奈良支部として料率の引き上げはほしくないってもらいたいというのが本音である。 ● インセンティブ制度について知らない方が多いのではないかと。インセンティブ制度のことを皆さんにもっと知ってもらって、加入者みんなが協力していくように仕向けなければならない。 ● 地域に固有の事情等もあるため、支部の努力ではどうにもならない部分もあるのではないかと感じる部分もある。 <p><u>令和元年第4回評議会（令和元年10月28日開催）</u></p> <p>【評議会意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この素晴らしい制度を将来にわたって守っていくためにも、現在の保険料率10%をできる限り維持すべき。 <p>【学識経験者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来にわたって制度を維持できるようなフレームワークづくりをしっかりとするという前提の上であれば、保険料率10%維持はやむを得ないとする。 ● 中長期的に考えるということであれば、医療保険制度の根幹をどのように考え将来世代へとつないでいくのかという議論が当然あって然るべきである。 ● 準備金が今後も積みあがることにより国庫補助を減らすという議論が

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>④ 若年層については、今後より負担が重くなることを見込まれることから、高所得の高齢者に対しても相応の負担を求める等、世代間による不公平感が生じないような制度改革を国に対し要望していただきたい。</p>	<p>再燃してしまうのではないかと心配である。国庫補助を一定以上保障することについて、国が将来にわたり責任をしっかりと持っていたきたい。</p> <p>【事業主代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経理担当者から「また保険料率が上がりました」と何度となく聞いている。保険料率が上がっていくのは仕方がないと多くの方が思っているのではないか。 ● 賃金上昇率が1.2%や0.8%というシミュレーションがあるが、建築業界では人口の減少によって10年後に4割から5割程度売り上げが落ちると言われている。零細企業では、給与は現状維持が精一杯であり、アップということは非現実的に感じる。 <p>【被保険者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いつまで10%を維持できるのかということが一番の問題である。高齢者にも相応の負担をしていただくなど、現役世代の負担をできる限り現状維持できるように国としても考えてもらいたい。
和歌山	<p>10.14% (10.15%)</p> <p>◆意見</p> <p>○和歌山支部保険料率 平成31年度:10.15% → 令和2年度(見込み):10.14% (-0.01%)</p> <p>当支部の保険料率は、平均保険料率を超えており、加入者、事業主の負担を考えれば、単年度収支均衡保険料率を適用して、少しでも保険料率を下げる事が望まれる。</p> <p>しかしながら、平成27年度より5年に渡り平均保険料率10%維持が実施されてきた趣旨を踏まえると、令和2年度の保険料率についても、平均</p>	<p>◇意見 令和2年1月17日に開催した評議会での議論を踏まえ、次の意見について報告します。</p> <p>【評議会意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今般開催した評議会は、評議員の意見をすべて報告するものとして進じたため、評議会として全体の意見をとりまとめる作業は実施せず。 <p>【学識経験者】</p>

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>料率 10%をベースとしたものとなることについては、やむを得ない。</p> <p>ただし、10%が負担の限界であると感じている事業所は多く、これまで、事業主、加入者の皆様に、単年度収支均衡保険料率では引き下げ可能なところ、10%維持による負担をご理解いただいているのは、この限界を超えることがないことを望まれているからである。したがって、今後も、この限界は超えてはならないものとする。</p> <p>そのためには、国に対して国庫補助負担の見直し、患者の自己負担割合や保険適用の範囲など公助、共助、自助のあり方について等、制度の構造的な問題への抜本的改革に関する要望を強化していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局からの説明は理解出来る。高齢者増加を見据えて中長期的視点で保険料率を考えていくという理事長の意見も理解出来るので、大枠として保険料率維持はやむを得ないと考え、理論的には医療保険は短期保険であることから、今後も引き続き保険料率の引き下げに繋がるよう努力を続けてほしい。資料では運営委員の意見もほとんどは保険料率維持に理解を示したものになっているが、反対意見が少ないことは疑問に思う。 ● 前回の評議会で述べた意見と変わらず。保険料率の上下動は大きくない方が良く、現状維持は止むを得ないものとする。医療保険制度は連帯が重要で、自分が医療費を使わなくても、誰かが大きな負担をしないで済むようにあるものだと思う。 <p>【事業主代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前回の評議会に出ていた意見（保険料率は引き下げる、その財源としては国庫補助の引き上げで対応すべき）と同意見である。事業主の立場からは、出来る限り保険料率は引き下げてもらいたい。 ● 法定準備金の残高は年々増えており、令和2年度の収支見込みでは3兆9千億円に達するとある。適用拡大や健保組合の解散による加入者増加の可能性、支出における前期高齢者納付金・後期高齢者支援金の増加などの状況も重々承知しているものの、法定準備金を充てて対応できないものなのか。 <p>【被保険者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料率については、10%維持はやむを得ないとする。協会けんぽは被保険者の最終的な受け皿でもあるので、健保組合の解散などによる加入者増加の可能性を抱えている。また、適用拡大により被保険者の増加も見込まれる。そうした事情で情勢が変わることもあり得るため、今の試算では7～8年しか料率10%を維持出来ないようでも、逆に7～8年の猶予が

● 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
		<p>あると捉える事も出来るので、その間も協会けんぽには最大限努力してほしい。</p> <p>インセンティブ制度も始まり、県単位で努力すべき点もあるので、我々も含め県全体で努力していかなければならない。</p> <p>● 保険料率維持については、情勢を踏まえるとやむを得ないと考える。しかしながら、法定準備金が増えていることから見ると、中長期的にはそんなのかもしれないが、単年度収支という医療保険の基本から見ると納得できない気持ちもある。</p> <p>また、保険料率の差について、全国で最大1.15ポイントあるというのは改めて大きい開きだと感じる。和歌山支部として、少しでも低く抑えられるよう努力続けてほしい。</p>